平成２４年（フ）第２１０号
鹿児島県鹿児島市上福元町5959番地53
債務者　川原　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２９号
鹿児島県姶良市加治木町木田1357番地１
債務者　二見　裕美（旧姓秋丸）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
鹿児島県出水市明神町2672番地５　早馬第二団地５棟204号、前住所鹿児島県出水市境町3141番地
債務者　伊藤　和也
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
鹿児島県出水市明神町2672番地５　早馬第二団地５棟204号、前住所鹿児島県出水市境町3141番地
債務者　伊藤　しほ（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
秋田市将軍野堰越８番12―306号
債務者　細谷　五月
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５号
長野県松本市大字岡田町298番地１　佐藤貸屋Ｃ
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３９号
長野県諏訪市大字四賀520番地３　メゾンジュン101号
債務者　小池　伸武
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２４３号
京都市右京区西京極新明町87番地の13
債務者　紙久図や京極堂こと　坂根　功章
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５４３号
京都市山科区音羽初田町29番地36
債務者　竹下　時江
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５６５号
京都市右京区西京極佃田町16番地22
債務者　島田　光江
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
広島県呉市望地町６番19号
債務者　中岡　　亮
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６６号
広島県呉市焼山北３丁目３番３号
債務者　井上寿美江
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１０５号
徳島県徳島市八万町橋本84番地の１　ペルリエールＡ棟103号、旧住所徳島県徳島市佐古四番町８番１―404号
債務者　瀧口　真史（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５号
高知県香美市土佐山田町久次321番地
債務者　竹﨑　秀裕
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６８号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｇ―102号　県営住宅
債務者　築山　昌美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
徳島県徳島市富田橋８丁目１番地の１
債務者　河野　博明
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９６号
徳島県吉野川市美郷字宗田322番地５
債務者　岡崎　勝男
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
徳島地方裁判所民事部